

業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度やまぐち元気生活圏づくり協働支援業務

2 業務の目的

人口減少や高齢化が進む中山間地域の維持・活性化を図るため、地域の実情や取組の段階に応じて専門的・継続的な支援を行うことにより、「やまぐち元気生活圏」の形成及び実現に向けた地域の取組を促進する。

※「やまぐち元気生活圏」とは

日常生活に必要な機能・サービスを拠点化するとともに、拠点と集落の間をネットワークで結ぶことにより、集落の枠を超える広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う仕組み

3 業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

(1) 専門家による指導・助言

元気生活圏の形成や活動の充実に向けて、市町や地域団体の求めに応じて、地域の課題に即した専門家を地域に派遣し、住民による地域課題の解決や地域資源の活用等に向けた自主的・主体的な取組を継続的に支援する。

〈実施内容〉

- ・市町からの元気生活圏の形成や地域の課題解決に資する専門家派遣に関する相談への対応
- ・市町からの申請受付・報告書の受理
- ・市町及び専門家との派遣に係る調整
- ・専門家への謝金・旅費支払 等

〈留意事項〉

- ・派遣回数等は14地域（1地域当たり6回/地域×4時間/回）程度を目安（4時間には派遣にあたっての準備調整時間含む）
- ・市町と連携し、中山間地域の実態把握に努め、積極的な活用を促すこと

(2) 多様な主体による地域づくりの実践支援

地域と多様な主体（企業、大学生、地域づくり支援団体等）との連携体制の検討・構築を行い、多様な主体が有する知識や情報、ノウハウ、人材等を活用した地域づくり活動を支援する。

〈実施内容〉

- ・市町や地域のヒアリングを通じた、課題・ニーズの把握、事業活用に関する相談への対応
- ・市町からのエントリーシートの受付
- ・地域団体と企業や大学生、地域づくり支援団体等とのマッチング
- ・地域協議会（地域と多様な主体で構成）からの申請受付、報告書の受理
- ・地域協議会への助成金交付 等

〈留意事項〉

- ・地域協議会への支援（助成金）は7地域（1地域当たり200千円/件）を目安
- ・県と連携し、実効性の高い地域づくり活動が実施されるよう、新たな地域の掘り起こしや働きかけを行うこと

(3) 研修会等の実施

次の4つのテーマによる研修会等を実施すること。

なお、いずれの研修会等も地域づくり人材・団体や集落支援員等のネットワークの構築に寄与するものであること。

ア 県内外の実践者の活動紹介等により、地域運営組織の組織力強化を図ることを目的とした研修会の実施

イ 地域をサポートする集落支援員及び市町担当者等を対象とした、集落支援に係る実践スキルの向上やノウハウの習得を目的とした研修会の実施

ウ 地域住民、行政関係者、支援者など多様な主体の参加の下、「やまぐち元気生活圏」の取組の活性化に向けた意識啓発、及び新たな実践者の増加を目的としたシンポジウムの実施

エ 各地域づくり団体の当該年度の取組事例の発表を通じ、成功事例の共有を行い、次年度の地域づくりに活かすことを目的とした研修会の実施

〈企画提案内容〉

- ・研修会の企画・構成は企画提案事項とする。
ただし、1回あたりの研修時間は2時間以上とすること。
- ・地域をサポートする集落支援員及び市町担当者等向けの研修については、原則として、2回もしくは2日間の講座とすること。
- ・参加者目標は各回100名程度とする。ただし、シンポジウムは150名以上とする。

〈開催方法〉

- ・研修会の内容に応じた機能を有する会場を確保し、借り上げを行うこと。
- ・必要な機材等を確保すること。（開催時の状況により、オンライン開催に必要な機材等も確保すること。）
- ・研修会会場の設営及び撤収を行うこと。
- ・研修会の講師等を招へいし、謝礼等の経費を負担し、支払うこと。
- ・研修会の内容に応じた資料を作成すること。
- ・当日の参加者の受付及び案内を行うこと。
- ・研修会資料を印刷し、参加者に配布すること。
- ・研修会の進行を行うこと。
- ・十分な安全対策及び安全管理を行い、事故防止に努めること。
- ・感染症対策をしっかりと講ずること。
- ・研修会の募集は、チラシ作成等により効果的に実施すること。
- ・研修会参加者へのアンケートの実施、集計を行うこと。

5 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項は、県と受託者において協議の上、決定する。
また、本業務の最終的な業務委託の仕様（契約書に添付する仕様書をいう。）は、

受託者と協議の上、県が作成する。

- (2) 本業務により得られた成果、情報（個人情報含む）等は、山口県に帰属すること。
- (3) 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律」及び「山口県個人情報保護条例（平成13年12月18日条例第43号）」の趣旨を踏まえてこれを遵守すること。
- (4) 本業務のうち4の(1)～(2)については、双方協議の上、必要に応じて委託料を減額し、変更契約を締結するものとする。

6 成果品の提出

報告書（A4版1部、PDFデータ1式）